

会 議 傍 聴 報 告 書

会 議： IASB 会議（2024 年 9 月）

日 時： 2024 年 9 月 16 日（月）、17 日（火）及び 18 日（水）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 白府 慶士

IASB 会議（2024 年 9 月）傍聴報告

日時：2024 年 9 月 16 日（月）、17 日（火）及び 18 日（水）

スケジュール：別紙参照

2024 年 9 月 16 日、17 日及び 18 日に、IASB ボード会議が開催された。当該 IASB ボード会議では、次の項目が議論された。

- キャッシュ・フロー計算書及び関連事項
- 動的リスク管理
- 償却原価による測定
- 公開草案『IFRS for SMEs 会計基準第 3 版』への補遺
- 電力購入契約
- 経営者による説明

【9 月 16 日（月）】

キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

（背景）

第 3 次アジェンダ協議において、多数のコメント提出者からキャッシュ・フロー計算書及び関連事項の優先度を高く評価するフィードバックが寄せられ、2022 年 4 月に国際会計基準審議会（IASB）はキャッシュ・フロー計算書及び関連事項のプロジェクトをリサーチ・プロジェクト・パイプラインに追加することを決定した。

このプロジェクトについて、関係者から、表示に関する要求事項（例えば、キャッシュ・フローを営業、投資、財務のカテゴリに分類する要求事項）やその他の事項（例えば、一部の取引の非現金的影響に関する情報）を含む IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」（以下「IAS 第 7 号」という。）の現在の要求事項の欠陥と思われる点が指摘されている。

IASB は、キャッシュ・フロー計算書及び関連事項に関するリサーチ・プロジェクトを今回の IASB ボード会議から開始することとした。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、リサーチ・プロジェクトを開始するとともに、当該プロジェクトに関して行う当初の作業について議論した。IASB は、第 3 次アジェンダ協議において利害関係者から指摘されたトピック、学術文献のレビュー及び予備的なリサーチの計画について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB はプロジェクトの範囲について情報を得るため、諮問機関及び他の利害関係者と協議する。

動的风险管理

（背景）

IASB は、資産及び負債の内訳が絶えず変動するポートフォリオ（オープン・ポートフォリオ）に対してヘッジ手段を適時に対応させるリスク管理手法（動的风险管理

（以下「DRM」という。）に、現行のヘッジ会計の要求事項を適用することの困難さを踏まえ、DRM の会計処理について検討を行うプロジェクト（以下、本項目において「本プロジェクト」という。）を進めている。

現在提案されている DRM モデルでは、企業がリスク管理している期間にわたり適格な金融資産、金融負債及び将来の取引に基づくポートフォリオから生じる予想キャッシュ・フローを基に正味の金利リスク・ポジション（現在の正味オープン・リスク・ポジション）を決定し、企業のリスク管理戦略に基づいて決定された金利改定リスクを軽減する程度（リスク軽減の意図）に沿ってベンチマーク・デリバティブを構築することとされ、その上でヘッジ手段である指定デリバティブによるリスク軽減の達成状況を会計処理に反映していくものとされている。

2022 年 7 月の IASB ボード会議では、本プロジェクトのプロジェクト計画案について議論がなされ、DRM モデルの開発の一部としてさらに検討すべきトピック及び当該各トピックを検討する順序に関して議論が行われている。当該トピックは次のとおりである。

- 適格項目と現在の正味オープン・リスク・ポジションの決定
- パフォーマンス評価と事後的な DRM 調整の解消
- 目標プロファイルと企業のリスク管理戦略との整合性
- リスク軽減の意図及びベンチマーク・デリバティブの構築
- 指定デリバティブ
- その他の検討事項
- 表示及び開示の要求事項

上記トピックのうち、開示の要求事項に関して、2024 年 6 月の IASB ボード会議では、IASB スタッフから DRM モデルを適用する企業は、財務諸表利用者が次の事項を理解できる情報を提供すべきであるという提案が示された。

- a. 企業の動的な金利リスク管理戦略と、それが金利改定リスク管理にどのように適用されているか
- b. 企業の動的な金利リスク管理活動が将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性にどのような影響を与えるか
- c. 企業の動的な金利リスク管理活動が財政状態計算書及び純損益計算書に及ぼす影響

審議では、リスク管理戦略及びリスク管理活動について開示することと、DRM モデルの適用の影響を開示することに違いがある中で、DRM モデルを適用しない場合でも、前者の情報を開示していくかどうかという点等について意見が交わされたが、IASB は何も決定を求められなかった。

また、本プロジェクトが基準設定プロジェクトとなる以前の 2018 年 6 月の IASB ボード会議では、企業がリスク管理戦略を変更した場合、DRM モデルの適用は中止されること、また企業が DRM モデルの適用の中止を選択し、指定した資産、負債及び将来の取引からのキャッシュ・フローが依然として発生することが見込まれる場合には、その他の包括利益として認識された金額は、時の経過に応じて純損益として認識されることが暫定的に決定されている。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、次のことに関して審議を行った。

- a. 開示の要求事項
- b. DRM モデルの適用の中止

（主な暫定決定事項）

開示の要求事項

IASB は、企業は財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を提供することを要求することを暫定的に決定した。

- a. 企業の金利リスク管理戦略及びそれが金利改定リスクの管理にどのように使用されるか
- b. 企業の金利リスク管理活動が将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響
- c. 企業の金利リスク管理活動が財政状態計算書及び純損益計算書に与える影響

IASB は、企業に次のことを要求することも暫定的に決定した。

- a. DRM モデルの適用に関する情報を財務諸表における単一の注記又は独立のセクションにおいて開示する。企業は、情報を財務諸表から他の報告書への相互参照によって含めることが認められる（当該報告書を利用者が財務諸表と同じ条件で同時に利用可能である限り）。
- b. 財務諸表（注記を含む）において情報を集約する最も適切な方法を決定する際

に、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）の第 41 項に示されている原則を適用する。

リスク管理戦略

IASB は企業に次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a. リスク管理戦略に関して、財務諸表利用者が次のことを理解できるようにする情報を開示する。
 - i. 金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーがどのように生じるのか（現在の正味オープン・リスク・ポジション（CNOP）を決定するために使用した基礎となる金融資産及び金融負債の記述並びに企業の金利改定リスクが生じるのは固定金利又は変動金利のいずれからなのかを含む）
 - ii. 企業が金利改定リスクを集約し管理しているレベル
 - iii. 企業は金利改定リスクの識別、集約、モニタリング及び管理をどのように行っているか（どの金利指標を使用し、どのような頻度で CNOP 及びリスク軽減の意図を決定しているか）
 - iv. 管理されている金利はどのようなものか、どの期間について企業が金利改定リスクを管理しているか及び（企業がリスク・エクスポージャーを金利改定期間に配分している場合には）どのような金利改定期間を企業が使用したか
- b. 企業が金利改定リスクをどのように管理しているのかを説明するための定性的な開示を提供する（企業が DRM モデルを適用可能なリスク管理活動を実行しているが、DRM モデルの適用を選択していない場合）。こうした開示には以下が含まれる。
 - i. 金利改定リスクに対する企業のエクスポージャーがどのように生じるか
 - ii. 企業は金利改定リスクの識別、集約、モニタリング及び管理をどのように行っているか
 - iii. 企業はリスク管理活動を財務諸表においてどのように報告しているか

将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性

IASB は、企業に次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a. 指定したデリバティブの契約条件に関する定性的情報及び定量的情報並びにそれらが企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性にどのように影

響を与えるのかを開示する。この要求を満たすため、企業は次のことを開示することを要求される。

- i. 指定したデリバティブの（例えば、満期期限別の）名目金額の時期のプロファイル
- ii. 指定したデリバティブの平均価格又は固定金利
- b. 企業が CNOP を決定するために用いた基礎となる項目の正味金利収益又は公正価値が、報告日において合理的に考え得る金利の変動によりどのように変動するかを示す感応度分析を提供する。

財政状態及び業績に対する影響

IASB は、企業に次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a. 企業が CNOP を決定するために用いた項目を表形式で開示する（以下を含む）。
 - i. 認識した金融資産及び金融負債の帳簿価額、又はまだ認識していない将来の取引の名目金額
 - ii. 基礎となる項目を含んでいる財政状態計算書上の科目
 - iii. 企業が期待キャッシュ・フローを決定するために用いたインプット、仮定及び見積技法に関する定性的な開示
 - iv. 含めたヘッジ対象エクスポージャーに関する情報
- b. 指定したデリバティブに関する情報を表形式で開示する（以下を含む）。
 - i. 指定したデリバティブの帳簿価額
 - ii. 指定したデリバティブを含んでいる財政状態計算書上の科目
 - iii. DRM 調整の測定の基礎として用いた指定したデリバティブの公正価値の変動
 - iv. 指定したデリバティブの名目金額
- c. DRM モデルの業績に関する情報を、継続している DRM モデルと中止した DRM モデルとを区分して提供する。企業は次のことを含めることを要求される。
 - i. 企業は当期中の CNOP の予想外の変動の影響をどのように反映するか
 - ii. 不一致の累積額、当報告期間における不一致の影響及び不一致が認識されて

いる純損益の科目

- iii. 指定したデリバティブとベンチマークのデリバティブに基づいて DRM 調整の純損益への認識について予想されるプロファイル(このプロファイルは正味金利収益の変動性に対する将来の「保護」を表す)
- d. DRM 調整の期首残高から期末残高への調整表を、継続している DRM モデルと中止した DRM モデルとを区分して提供し、以下を区分して示す。
 - i. 当期中に DRM 調整の一部として認識した利得又は損失（市場金利の変動から生じたもの）
 - ii. 当報告期間中に純損益に認識した DRM 調整の金額
 - iii. 報告日現在のキャパシティ不足により認識した DRM 調整の減額の金額、及び当報告期間中の純損益における DRM 調整の減額の認識に対する予想される影響

DRM モデルの中止

IASB は、企業が DRM モデルの適用を中止することを要求される状況を示す要求事項、及び企業が当該中止を財務諸表においてどのように会計処理するかについて再審議した。

IASB は、企業に次のことを要求することを暫定的に決定した。

- a. 企業のリスク管理戦略が変化する場合（言い換えると、管理される金利リスク又は当該リスクを企業が管理する方法が変化する場合）には、DRM モデルの適用を中止する。
- b. CNOP に含めている基礎となる項目が引き続き存在する場合又は将来の取引が依然として発生すると見込まれる場合には、DRM 調整をリスク管理の対象期間にわたって純損益に認識する。

また、IASB は、企業がリスク管理戦略を変更する場合を除いて、次のことを認めないことも暫定的に決定した。

- a. DRM モデルの適用を中止すること
- b. CNOP の決定に含めた基礎となる項目が引き続き適格要件を満たす場合に、それらを取り除くこと
- c. 指定したデリバティブの指定を取り消すこと

（今後の予定）

IASB は、本プロジェクトについての議論（公表予定の DRM 公開草案に含める経過措置の案を含む）を継続する。

【9 月 17 日（火）】

償却原価による測定

（背景）

IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の償却原価測定に関する要求事項については、適用後レビューを通じて多くの適用上の課題が指摘されてきた。利害関係者は IASB に対し、以下に関連する要求事項を明確化し、追加の適用ガイダンスを提供するよう要請していた。

- a. 実効金利法
- b. 金融商品の条件変更（認識の中止をもたらす条件変更を含む）及び金融資産の直接償却

IFRS 第 9 号の適用後レビューにおける利害関係者からの意見も踏まえ、IASB は 2024 年 9 月に IFRS 第 9 号における償却原価測定の要求事項に対して、的を絞った改善を行うプロジェクトを開始することとした。このプロジェクトの目的は以下の通りである。

- a. 基礎となる原則を明確化する、又は新たな基準を開発し、ガイダンスを追加することにより、IFRS 第 9 号における償却原価測定の要求事項から生じる広範な適用上の問題を解決する。
- b. 企業の金融商品の条件変更、認識の中止及び直接償却の影響について、財務諸表利用者に提供される情報を改善する。

このプロジェクトにより、IASB は最終的に以下を目指す。

- a. 償却原価測定の要求事項を明確化することにより、実務の多様性を縮小する。
- b. IFRS 第 9 号における償却原価に関する要求事項と減損に関する要求事項との相互関係を明確にする。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、リサーチ・プロジェクトを開始するとともに、プロジェクトの方向性（プロジェクトに関して行う当初の作業を含む）について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、プロジェクト計画のための情報を得るため、諮問機関との的を絞った協議を行う。

公開草案「『IFRS for SMEs 会計基準第 3 版』への補遺」

（背景）

IASB は 2024 年 3 月に公開草案「『IFRS for SMEs 会計基準第 3 版』への補遺」（以下、本項目において「補遺公開草案」という。）を、2024 年 7 月をコメント期限として公表した。

補遺公開草案の提案は、公開草案「IFRS for SMEs 会計基準第 3 版」の提案を補足するものである。IFRS for SME 会計基準に対する補足的な改訂の内容は以下の通りである。

- a. IFRS for SME 会計基準の第 7 章「キャッシュ・フロー計算書」を「サプライヤー・ファイナンス契約」プロジェクトによって修正された IAS 第 7 号と整合させる。
- b. IFRS for SME 会計基準の第 30 項「外貨換算」を「交換可能性の欠如」プロジェクトによって修正された IAS 第 21 号「外国為替レートの変動の影響」と整合させる。

（今回の会議における主な論点）

IASB は次のことを行った。

- a. 補遺公開草案に対するフィードバックを検討した。
- b. 当該フィードバックを踏まえてプロジェクトの進め方を決定した

（主な暫定決定事項）

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 補遺公開草案に示されていた IFRS for SMEs 会計基準（以下、本項目において「基準」という。）の第 7 章「キャッシュ・フロー計算書」の修正案を最終確定

するが、SME がサプライヤー・ファイナンス契約について次のことを合計で開示することを要求される旨を明確化する軽微な改訂を加える。

- i. 主要な契約条件
- ii. 当該契約の一部であり、サプライヤーがファイナンス提供者からの支払をすでに受けている金融負債の帳簿価額及び関連する科目（ただし、開示することが実務上不可能である場合は除く）。この開示を行うことが実務上不可能である場合には、SME はその代わりにその旨を開示することを要求される。
- b. 補遺公開草案に示されていた基準の第 30 章「外貨換算」の修正案を変更なしに最終確定する。
- c. 基準の第 7 章及び第 30 章に対しての(a)及び(b)に記述した修正の発効日を基準の第 3 版と同じ（2027 年 1 月 1 日）とすることを確認する。
- d. 基準の第 7 章に対する(a)に記述した修正について、IAS 第 7 号の修正と同じ経済的な救済措置を含める。

14 名の IASB メンバー全員が次のようにした。

- a. IASB が適用されるデュー・プロセスの要求事項に準拠したと納得した旨を確認した。
- b. 補遺公開草案における提案を再公開しないというスタッフ提案に同意した。
- c. 基準の第 3 版の書面投票のプロセスにおいて、第 7 章及び第 30 章の修正案を含めるための十分な協議及び分析を IASB が実施したと納得した旨を確認した。

（今後の予定）

IASB は、補遺公開草案から生じた修正を公表予定の基準の第 3 版に含める。

IASB は基準の第 3 版を 2025 年前半に公表する予定である。

電力購入契約

（背景）

IASB は、2024 年 5 月に再生可能電力契約が企業に与える影響を財務諸表がより忠実に反映することを確保するための狭い範囲の修正を提案した公開草案「再生可能電力に係る契約」（以下、本項目において「公開草案」という。）を、2024 年 8 月をコメント期限として公表した。この提案は IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号「金融商品：開示」

を修正することを提案している。

公開草案においては、特定の特徴を有する再生可能電力に係る契約の会計処理に対するいくつかの的を絞った変更を提案している。その提案は次のようなものである。

- 「自己使用」の要求事項がどのように適用されるのかを扱い、
- これらの契約がヘッジ手段として使用される場合にヘッジ会計を認め、
- これらの契約が企業の財務業績及び将来キャッシュ・フローに与える影響を投資者が理解できるようにするための開示要求を追加する。

2024 年 8 月の IASB ボード会議では、公開草案に対するフィードバックの要約をレビューした。当該フィードバックでは、狭い範囲の基準設定を迅速に進めることについては概ね同意があったものの、公開草案が適用される再生可能電力に係る契約の範囲、自己使用の要求事項及び開示の要求事項の明確化を求める意見もあったことが報告された。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、公開草案に対するフィードバックについて議論した。IASB は次の案について議論した。

- a. 修正の範囲
- b. 自然依存電力を購入する契約への IFRS 第 9 号の 2.4 項の適用に関する要求事項（自己使用の修正）

（主な暫定決定事項）

修正案の範囲

IASB は、修正案の範囲に含まれる契約は以下に該当するものであることを明確化することを条件に、提案された修正の範囲を最終確定することを暫定的に決定した。

- a. 統制できない自然条件に依存する源泉から生成される自然依存電力を参照している。
- b. 純額又は総額で決済できる。かつ、
- c. 自然に依存する電力の契約金額に応じて決まるキャッシュ・フローの変動性に企業を晒す。

自己使用の修正

IASB は、自然に依存する電力を購入する契約への IFRS 第 9 号の 2.4 項の適用に関する要求事項案を最終確定することを暫定的に決定した。この最終確定は、要求事項案と IFRS 第 9 号の 2.4 項から 2.7 項の要求事項との関係及び企業が次のようにすることを明確化することを条件としている。

- a. これらの電力契約に対する追加的な考慮事項を、次の場合にのみ適用する。
 - i. 契約上の特徴により、引渡しの間隔において企業が過剰供給のリスクに晒される。
 - ii. 電力が購入される市場の設計及び運営に基づいて、企業は市場で決定される時点での電力の過剰供給分の売却を回避する実際上の能力を有していない。
- b. こうした契約に自己使用の要求事項を適用する際に、合理的な期間にわたって正味の購入者となるのかどうかを評価する。企業は、電力を購入する市場において、過剰供給分の同一市場での売却を相殺するのに十分な電力を購入する場合には、正味の購入者である。
- c. (b)に記述した評価を行うにあたり、次のことを考慮する。
 - i. 自然に依存する電力の発生源の季節性及び何が「合理的な期間」となるのかを決定するために考慮される企業の事業サイクル。IASB は、「合理的な期間」は 12 か月を超えることはできないと暫定的に決定した。
 - ii. 評価日におけるすべての合理的で裏付け可能な情報（将来予測的な情報を含む）
 - iii. 合理的な期間（ただし 12 か月を超えない）にわたって企業が正味の購入者であったかどうか

（今後の予定）

IASB は追加の修正案及びデュー・プロセスの手順について検討する。

【9 月 18 日（水）】

経営者による説明

（背景）

IASB は、2021 年 5 月に公開草案「IFRS 実務記述書第 1 号『経営者による説明』（以下、本項目において「公開草案」という。）を公表し（コメント期限は 2021 年 11 月）、

2010 年に公表した IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」の改訂を提案した。

その後、2021 年 11 月の国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の設立の公表や 2022 年 3 月の ISSB 公開草案の公表（最終基準の公表は 2023 年 6 月）など、サステナビリティ関連財務情報の開示の議論が並行して行われている。

こうした状況を背景として、2022 年 3 月及び 4 月の IASB ボード会議では、公開草案に対するフィードバックについて議論がなされ、IASB 及び ISSB 間の協力の必要性を強調する意見が多く聞かれた。また、2023 年 5 月の IASB ボード会議では、公開草案と「統合報告フレームワーク」（2021 年 1 月公表）との間の類似点及び相違点についての IFRS 財団スタッフの分析について議論した。

2024 年 1 月には、統合報告及びコネクティビティ委員会のメンバーより、本プロジェクトの今後の方向性に関する意見を含む、フィードバックが寄せられ、2024 年 6 月の IASB ボード会議では、本プロジェクトの今後の方向性について議論し、公開草案における提案の的を絞った精緻化を行うことによって本プロジェクトを最終確定することを決定した。

（今回の会議における主な論点）

IASB は、改訂 IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」についての提案の的を絞った精緻化について議論した。

（主な暫定決定事項）

考え得る的を絞った精緻化の範囲

IASB は、公開草案における提案の考え得る的を絞った精緻化の再審議及び範囲に対するアプローチについて議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

公開草案の第 1 章から第 3 章における提案の的を絞った精緻化

IASB は、次のことを明確化することを暫定的に決定した。

- a. 「経営者」という用語には企業の統治機関が含まれる場合がある。
- b. 改訂後の実務記述書では、経営者による説明の公表を誰が承認することを要求されるのかは定めない。

IASB は、経営者による説明の目的において、次のことに言及することを暫定的に決定した。

- a. 経営者の視点という概念

b. サステナビリティ関連の要因に関する情報

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 経営者による説明は、一般目的財務報告書における他の情報（サステナビリティ関連財務開示における情報を含む）が、経営者による説明の外で提供されている場合に、それを補完するものであることを認識する。
- b. 経営者による説明に関連する財務諸表の識別についての要求事項を、サステナビリティ関連財務開示の識別に拡張する（これらの開示が、経営者による説明を含んだより大きな報告書の一部ではない場合）。
- c. 企業がサステナビリティ関連財務情報を作成する場合にその開示の作成基礎を開示することを企業に要求する。
- d. 企業が国内の法規により特定の情報を経営者による説明に含めることを要求されている状況に適用される要求事項を、より目立たせる。

IASB は次のことを暫定的に決定した。

- a. 「一般目的財務諸表」の定義を IFRS 第 18 号及び「財務報告に関する概念フレームワーク」に示されている定義と整合させる。
- b. 用語の定義に、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」に示されている「サステナビリティ関連財務開示」の定義を含める。

示唆的な文案作成—公開草案の第 1 章から第 3 章における提案の的を絞った精緻化

IASB は、公開草案の第 1 章から第 3 章における提案の示唆的な文案変更について議論した。

IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は公開草案における提案の的を絞った精緻化の審議を継続する。

以 上

別紙スケジュール

9 月 16 日（月）

時間（予定）	アジェンダ項目
14:30-15:30	キャッシュ・フロー計算書及び関連事項（アジェンダ・ペーパー20） （予定 60 分→90 分）
15:30-17:00	動的リスク管理（アジェンダ・ペーパー4） （予定 90 分→65 分）

9 月 17 日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:00-11:00	償却原価による測定（アジェンダ・ペーパー11） （予定 60 分→39 分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:45	公開草案『IFRS for SMEs 会計基準第 3 版』への補遺（アジェンダ・ペーパー29） （予定 90 分→47 分）
12:45-14:15	休憩
14:15-16:15	電力購入契約（アジェンダ・ペーパー3） （予定 120 分→102 分）

9 月 18 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:30-11:30	経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15） （予定 120 分→134 分）

以 上